

図例に表示した種別数値は、世界測地系の数値です。

令和2年3月現在

東京都市計画 用途地域 総括図 世田谷区都市計画図 1 (地域地区等)

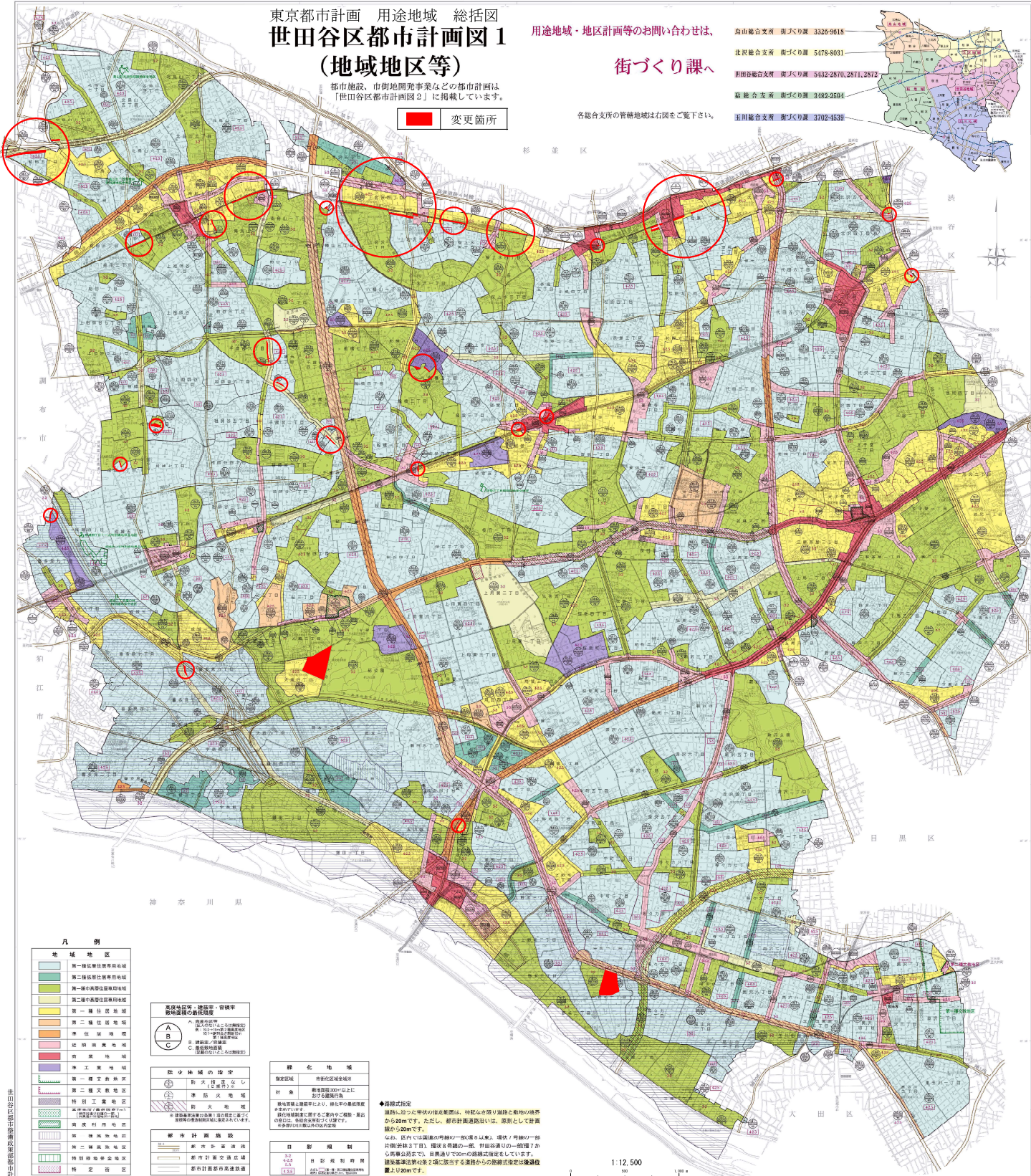
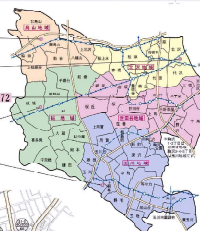
用途地域・地区計画等のお問い合わせは、
街づくり課

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

変更箇所

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

- 島山総合支所 街づくり課 3326-9618
- 北沢総合支所 街づくり課 5478-8031
- 世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 駒形総合支所 街づくり課 3482-9504
- 玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



凡例

地域地区	
第一種低層住宅専用地域	
第二種低層住宅専用地域	
第一種中高層住宅専用地域	
第二種中高層住宅専用地域	
第三種住宅地域	
準住宅地域	
紅緑商業地域	
商業地域	
準工業地域	
第一種工業地域	
第二種工業地域	
特別工業地域	
特別商業地域	
商業利用地域	
特別商業地域	
第二種商業地域	
特別商業専用地域	
特定商業区	

高度地区等 建築準・容積率 数値表の表性記号

A: 高度地区
B: 準高度地区
C: 非高度地区

防火地域の指定

防火地域

都市計画施設

都市計画道路
都市計画交通広場
都市計画都市高速鉄道

緑化地域

指定区域 市街化区域外地域

対象 緑地面積50%以上に
設定区域あり

●緑地式指定
道路に沿った樹木の指定配置は、特別に街路と緑地の境界から30mです。ただし、都市計画道路沿いは、区別として計画線から50mです。

●緑地式指定
道路に沿った樹木の指定配置は、特別に街路と緑地の境界から30mです。ただし、都市計画道路沿いは、区別として計画線から50mです。

1:12,500

本図に示す地域地区等の名称は、概略を示すものであり、都市計画の内容を詳細に説明するものではありません。また、本図はあくまで参考図であり、実際の都市計画図と異なる場合があります。詳細については、各総合支所や街づくり課にお問い合わせください。また、本図はあくまで参考図であり、実際の都市計画図と異なる場合があります。詳細については、各総合支所や街づくり課にお問い合わせください。